

答申第 842 号

諮問第 1514 号

件名：体罰事案に関する報告の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 28 年 5 月 12 日付け体罰事案に関する報告」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした別表の 1 欄に掲げる部分のうち、同表の 3 欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 5 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 6 月 29 日付けで行った一部開示決定において不開示とした別表の 1 欄に掲げる部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 今回、開示されたものは、「体罰」に関する一部開示はあるが、①事実確認、②事情聴取、③学校の弁明、今後の対応、④教諭処分、⑤その他、関係文書、については、開示について触れていない。開示されるべき内容文書である。処分庁の説明等を求めるとともに、開示の裁定、決定を求める。

(イ) 報道を基にすると、顔面を平手打ち、止めようとした同僚を暴行、深夜になり…突き飛ばして床に…とある。

県は、「体罰」が発生した場合、速やかな報告を求めている。

学校は、懲戒処分の伝達、及び職員会議（5 月 12 日）での教職員に対しての注意喚起を行うとある。

内容を見ると、「体罰」「同僚への暴行 深夜の」報告の遅れ、なぜこのようなことになったのか、理解し難い。「体罰」同僚への暴行、報告の遅れ、今後の改善のためにも、本件、生徒名生年月日、は省くとしても、それ以外は、開示されるべきである。

生徒も、職員も暴行を受けていいということはない。当然そのような事件については、公表されるべきであり、個人の権利利益を害すと

ということなら、具体的にどのように害するのか明らかにされるべきである。そのうえで、開示しないということになる。説明なき、不開示は、公開の原則、に反する。

これまで「体罰」に関して、止めに入った職員が、突き飛ばされるというようなことは、報道されたことがない。突き飛ばした職員は、相当精神的に不安定になっての行動であると推測される。報告書では、なぜ、感情を抑えなくなったら、暴力的になったのか、今回が初めてのことなのか、これまでなかったのか、職員の経験上もふくめて、もし初めてとしたら今回なぜ、暴力的になったのか、本人のその背景等が明らかになっていない。

また学校の体質的なことなのか、それとも本人の特異的なことなのか、明らかにされていない。そうであるなら、今回の事案については、今後学校を選択する、関係者のために、選択のための情報として明らかにすることが求められる。何の説明もなく、信頼しなさいというようなことは、学校が、いえるものではないということである。

2011 年に開示された私立高校の事件では、本件と内容が異なる事案（女子生徒へのセクシャルハラスメント）については学校名等が明らかにされている。構造的には、教員が生徒に対する人権侵害であるということからすると同じといえる。本件も、学校名等が開示されることは当然である。行政の一貫性に欠ける行為は、許されないということである。違法である。

イ 反論書における主張

実施機関である知事が審査請求人に弁明書を送付したところ、審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) まず本件事案に関して、本件高校が、公立学校より場合によっては、その教育内、体質等が、より厳しい条件を求められるということがあるといえる。

なぜなら、公立高校は、不祥事があっても、許可認定等により、その存在自体に関わるということはない。また、大学において、近年、受験希望者の減少などにより、大学の存在が困難になってきている。

学校法人といえども、公教育を逸脱しているという指摘はある。

当然、人権教育の確立、生徒、職員の人権は守られる（暴力等から）ということが当然である。

今回の教師の生徒への暴力、及び職員への暴力、に関して、学校自らの体質、を隠すということ（現時点では明らかにされていない学校名等）、風評を呼びこむことになることも予想される。学校が特定されなければ、複数校がその被害にあうといえる。

(イ) 将来のことも考えると、開かれた学校、公教育、ということからすると、不祥事があつたら、事案の、背景、原因、問題点、今後の課題

等を明らかにして問題の再発防止に取り組むということを、公表することが地域、生徒、保護者の信頼を得ることになるといえる。学校のできることの第一歩であるといえる。

- (ウ) 現状は、学校名が隠されることは、それらの取り組みがなされているのか、また、なされないまま来ても、請求者等にとって検証できない状態である。まさに、検証の結果問題が明らかになったら、意見表明をしたいと思ってもできない、表現の自由の侵害であるともいえる。
- (エ) もし、学校内であった暴行等が、「人の健康・命」に影響しないと処分庁が判断するなら、「命・健康」に優先するものがあるとするなら、具体的にその理由を述べてもらいたい。ただ一方的に該当しない、該当するという言い方は、弁明になっていないということである。
- (オ) 説明責任をなされない行政判断は違法であるということである。

現在までの処分庁の弁明では、説明できないが、開示しないという判断をするしかないということである。

- (カ) 再度主張をすると、暴力にあった、立場で考えると、このような状況が起きた、学校、職場、になぜなったのか、理由、原因、背景、問題点が明らかになっていないといえる。

なぜそのようなことが容認されているのか、ということを疑問に思うとともに、不安と不信感を持つ。

暴力等に対する取り組みでは「被害者等の気持ちに寄り添う」ということが云われているが、処分庁は、明確に説明もなく、事案を隠しているということをしているといわざるを得ない。

- (キ) 処分庁も(ガ)、不信と不安を、残し、解決等の取り組みを遅らせているということである。
- (ク) 「事実確認等」、に関して、触れられているという記載があるが、触れられているから、あったであろう、ということは、処分庁担当者等の、推測等に過ぎない。請求者の、請求している文書について、ある、ない、明確にして、開示する、開示できない、一部開示する。というように明確にされなければ、今後の対応ができないということである。付け加えていうなら、事実確認、事情聴取等は、学校において、暴力行為の原因、背景、理由、当事者の・学校の問題点、を明らかにするのであり、それらの文書を基に今後のとり組ができるといえる。

学校が、まとめたものだけでなく、(請求者の請求文書にあたる名称のものが)当初なかったら、処分庁が、問題点の詳細を把握するためにも、学校に請求がなされていると考える。そうでないなら何のために報告を、学校に求めているのかということになる。

報告自体が形骸化するということになる。学校も、暴力行為に対する、問題意識はあっても、どこかゆるみがあったのではないかといえる。受け取った側も、同じようなところがあったのではないかといわ

れても仕方がない。

再度文書の特定を求めるとともに、処分庁の弁明、対応を待ちたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の私立の高等学校（以下「本件高校」という。）で発生した体罰問題に関して、本件高校から愛知県県民生活部学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）に提出された報告書であり、「(2016.5.13 報道) 尾張私立高校教諭「体罰・同僚教諭への暴行 つきとばした件」についてわかるもの。①事実確認 ②事情聴取。特に教諭に問題があったという視点にたったものを含む ③学校・教諭等の弁明とその後、今後の対応について ④教諭処分について、理由、説明および教諭の「体罰」克服に向けてのとりくみ ⑤その他、関係文書一切」との請求内容に対して特定した文書である。

本件行政文書には、発生年月日、発生場面・場所、体罰の内容（被害を受けた生徒の学年・人数・性別、体罰に至った経過及び被害の状況）、学校の処分・対応状況（体罰を行った者に対する処分・対応状況及び児童・生徒・保護者への対応状況）、今後の対応予定、報道機関の取材状況等が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、本件高校の名称、所在地並びに校長の氏名及び印影、本件高校が付した文書番号の一部、体罰の発生場所、被害を受けた生徒の学年が分かる部分及び部活動名、体罰を行った教員の生年月日、年齢及び勤務年数並びに報道機関の取材状況等である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした本件高校の名称、所在地並びに校長の氏名及び印影、本件高校が付した文書番号の一部、体罰の発生場所、被害を受けた生徒の学年が分かる部分及び部活動名並びに体罰を行った教員の生年月日、年齢及び勤務年数（以下「本件高校の名称等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

本件高校の名称等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書イに該当しない。

また、本件高校の名称等における個人は公務員ではないため、本件高校の名称等は、本号ただし書ハにも該当しない。

さらに、本件高校の名称等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロには該当せず、本号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件高校の名称等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした報道機関の取材状況等には、報道機関の名称等が記載されており、開示をすることにより報道機関がどのような取材活動等を行っているかが明らかとなるものである。

よって、公にすることにより、報道機関の健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、報道機関の競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるものと認められるため、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「①事実確認、②事情聴取、③学校の弁明、今後の対応、④教諭処分、⑤その他、関係文書、については、開示について触れていない。」と主張している。

このうち「①事実確認」及び「②事情聴取」については、本件行政文書のうち「3(2)体罰に至った経過」の中に含まれており、「③学校の弁明、今後の対応」については、内容が、「4(2)児童・生徒・保護者への対応状況」のうち「学校は、保護者に当該生徒の精神的なショックに対するケアを尽くすことを約束した。」という記述や「5 今後の対応予定」の部分で触れられている。

また、「④教諭処分」については、内容が、「4 学校の処分・対応状況」に記載されており、「⑤その他、関係文書」については、開示請求のあった体罰事案について管理している文書が本件行政文書のみであったことから、これを一部開示決定としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件高校で発生した体罰問題に関して、本件高校から

私学振興室に提出された報告書であり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 1 欄に掲げる部分のうち、同表の 2 欄に掲げるとおり、本件高校の名称等を条例第 7 条第 2 号に、報道機関の取材状況等を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件高校の名称等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件高校の名称、所在地並びに校長の氏名及び印影並びに本件高校が付した文書番号の一部については、これらのいずれかが公開されると被害を受けた生徒の所属校が特定されるものと認められ、被害を受けた生徒と近しい者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害を受けた生徒が識別されることとなるおそれがあるものと認められる。また、体罰の発生場所、被害を受けた生徒の学年が分かる部分及び部活動名並びに体罰を行った教員の生年月日、年齢及び勤務年数については、これらのいずれかが公開されると被害を受けた生徒と近しい者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害を受けた生徒が識別されることとなるおそれがあるものと認められる。したがって、本件高校の名称等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件高校の名称等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。また、本件高校の名称等を公にすること自体が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとまでいうことはできず、当該情報を、直ちに同号ただし書ロに該当するとして開示すべきものと認めることはできない。そして、本件高校の名称等は、同号ただし書ハ及びニに

該当しないことは、明らかである。

したがって、本件高校の名称等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、報道機関の取材状況等が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関は、今回不開示とした報道機関の取材状況等には、報道機関の名称等が記載されており、開示をすることにより報道機関がどのような取材活動等を行っているかが明らかとなると主張している。

しかし、当審査会において本件行政文書及び本件審査請求書に添付されていた新聞記事を見分したところ、今回不開示とした報道機関の取材状況等には、本件高校の特定の教員が特定の報道機関からの取材に対応した旨が記載されているにすぎず、その情報は既に当該報道機関から報道されているものであることが認められ、当該情報が公になったとしても、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、報道機関の取材状況等は、条例第7条第3号イに該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、①事実確認、②事情聴取、③学校の弁明、今後の対応、④教諭処分、⑤その他、関係文書についても開示されるべきと主張しているところ、実施機関は、①事実確認及び②事情聴取についての内容は、本件行政文書のうち「3(2)体罰に至った経過」の中に含まれており、③学校の弁明、今後の対応についての内容は、「4(2)児童・生徒・保護者への対応状況」のうち「学校は、保護者に当該生徒の精神的なショックに対するケアを尽くすことを約束した。」という記述や「5 今後の対応予定」の部分で触れられ、④教諭処分についての内容は、「4 学校の処分・対応状況」に記載されており、また、開示請求のあった体罰事案について管理している行政文書は本件行政文書のみであることから、これを一部開示決定としたものであると主張している。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、前記①から④までの内容に関する情報が記載されていることが認められた。

また、当審査会において平成 25 年 5 月 29 日付け「体罰事案発生時の報告について（通知）」を見分したところ、同通知は、愛知県県民生活部長から各私立小・中・高等・中等教育学校長宛てに通知されたものであり、その中で、新たに体罰事案の報告様式を定めたので体罰事案の発生を把握した場合には当該様式により県に報告することを求めていることが認められた。

本件行政文書は、当該様式に沿って作成されたものと認められ、他に開示請求に係る行政文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

したがって、審査請求人の主張は、これを認めることができない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の 1 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 実施機関が開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 開示すべき部分
本件高校の名称等 ・ 本件高校の名称、所在地並びに校長の氏名及び印影 ・ 本件高校が付した文書番号の一部 ・ 体罰の発生場所 ・ 被害を受けた生徒の学年が分かる部分及び部活動名 ・ 体罰を行った教員の生年月日、年齢及び勤務年数	条例第7条第2号	なし
報道機関の取材状況等	条例第7条第3号イ	全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28.12.6	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29.3.15	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
29.5.17 (第520回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29.6.30 (第524回審査会)	審査請求人からの意見聴取の機会を設定
29.8.22 (第528回審査会)	審議
29.9.8 (第530回審査会)	審議
29.10.6	答申